

新潟大学大学院医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻 (博士後期課程)の設置の趣旨等を記載した書類

I 設置の趣旨及び必要性

1 理念

新潟大学大学院医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻(博士後期課程)は、障害者、要介護者を含む全ての人の摂食・口腔機能の維持向上および安心安全な食介護の推進に資することを目的に、口腔生命科学を基盤としつつ、社会福祉学領域等との学際的研究を自ら推進できる指導的教育研究者を養成するとともに、当該分野における研究成果を地域および国際社会で実践・展開できる高度専門職業人を養成することにより、地域社会および国際社会における健康水準と生活の質の向上に寄与することを基本理念とする。

2 目的

口腔生命福祉学専攻(博士後期課程)では、以下に示す人材の養成を通じ、地域社会および国際社会における福祉の向上に貢献することを目的とする。【資料1】

「摂食・口腔機能の育成および維持向上、安心・安全な食介護の推進に関し、口腔を中心とした生命医療科学を基盤としながら、保健・医療と社会福祉学領域等との学際的研究を推進できる指導的教育研究者および地域・国際社会において指導的役割を果たせる高度専門職業人」

3 口腔生命福祉学専攻(博士後期課程)設置の必要性

(1) 新潟大学におけるこれまでの取組(歯学部口腔生命福祉学科(学士課程)および医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻(修士課程)の設置)

新潟大学歯学部では、早くから特殊歯科診療部や加齢歯科学講座(現:摂食・嚥下リハビリテーション学分野)を設置するなど、高齢者・障害者の口腔機能の維持・回復を目指したさまざまな取組みを行ってきた。こうした実践を通じて明らかになってきたのが、高齢者・障害者の口腔機能を維持・回復し、真に「美味しく食べる」ことを実現するためには、介護・福祉・栄養・医療など様々な関係者の密接な連携が不可欠であり、これに関する高度な専門知識をもって関係者をマネジメントできる人材が皆無であることである。これを裏付けるものとして、新潟県内の要介護者を対象とした実態調査や介護従事者を対象としたアンケート調査を実施しており、これによると、口腔保健医療ケアを必要とする者の割合は要介護認定者の約9割(89.4%(N=368))を占めていた。その一方で、こうした要介護者への対応が十分出来ない理由として、「関係者間の連携不足」を挙げている介護従事者が4割以上(44.2%(N=929))に上ることが明らかになっている。

こうしたことから、新潟大学歯学部では、「口腔や食べること(摂食・嚥下)」を起点として保健・医療・福祉を総合的に担える専門家を養成することを目的に、歯科衛生士と社会福祉士の両国家試験受験資格を取得するという全国でも例を見ないカリキュラムを有する口腔生命福祉学科(学士課程)を平成16年度に開設している。

さらに、平成20年度には「食べることを中心とした口腔機能の維持向上を基点に、総合的な口腔保健・医療福祉サービスの提供およびその質の向上に貢献できる実践的高度専門職業人」および「食べる機能（摂食嚥下機能）を中心とした口腔生命医療科学と実践的な社会福祉学領域との統合的・学際的研究を推進できる教育・研究者として求められる基本的資質を身につけた人材」を養成することを目的に、大学院医歯学総合研究科に口腔生命福祉学専攻（修士課程）を開設している。

なお、医歯学総合研究科には歯学系の口腔生命科学専攻（博士課程）が設置されているが、同専攻は「口腔科学に関する教育・研究に取り組み、自ら研究課題を開拓し、独創的な研究を遂行する能力のある研究者及び科学的基盤をもち超高齢社会で指導者となる高度医療専門職業人を育成する」ことを教育研究の目的として掲げており、歯科医師を主たる対象として歯科医学・医療における診断・治療法の開発を最終目的とした口腔科学領域の基礎および臨床研究を中心に展開している。一方、口腔生命福祉学専攻では、医師・歯科医師のみが行うことのできる医行為としての診断・治療に直接関わる分野ではなく、歯科衛生士、看護師等を対象として、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた口腔・摂食機能の維持向上のための保健管理・保健指導法、安全・安心な食介護の実践のための社会福祉学的視点を含めた相談・援助法等に関する教育研究を展開するものであり、その対象、教育研究の方向性が異なっている。

(2)摂食・口腔機能の維持向上等に関し、口腔を中心とした生命医療科学を基盤としながら、保健・医療と社会福祉学領域等との学際的研究を推進できる人材の必要性

「食べること」は生命維持・活動のための栄養を摂取するという最も基本的な生命活動であるとともに、生き甲斐や人とのコミュニケーションなど、精神・文化的にも重要な役割を持つ多面的背景を有する行為である。しかも、最も基本的な活動であるがゆえに見落とされがちであるが、理想的な食を確保するためには医学、歯科医学、栄養学、心理学、人間工学などをはじめとした多くの分野からの多面的・統合的な支援が乳幼児期から高齢期まで生涯を通じ適時・適切になされることが不可欠である。

しかしながら、こうした多面的・統合的な食育や食支援という観点からの学際的・統合的な研究は端緒についたばかりであり、現状では実践、実学を中心とした段階に留まっている。とくに食物を咀嚼するという食を構成する最も基本的な要素であるはずの、口腔機能に関する歯科医学的なアプローチと社会的な面も含めた広範な分野との連携による学際的研究は極めて遅れている。

「食べること（摂食・嚥下機能）」を中心とした口腔機能の維持向上に関連した学際的・多職種協働による活動に対する社会的な関心が急速に高まっているなかで、こうした社会的要請に的確に対応していくためには、科学的根拠に基づいた研究面での支持基盤を構築していくことが不可欠であり、こうした学際的研究を推進できる指導的教育研究者の育成が急務である。

新潟大学は医学部、歯学部、工学部、農学部、教育学部などを有する総合大学であるとともに、医歯学総合病院、生命科学リソース研究センター、地域連携フードサイエンスセンター（コアステーション）など、こうした学際的・統合的な研究教育を推進するための基盤が確保されており、大きな成果を挙げることが期待できる。

歯科保健医療分野においては、歯科衛生士を中心とした日本歯科衛生学会の設立、日本歯科衛生士会・歯科関係学会による認定歯科衛生士制度の広がりがあり、こうした学会・研究活動において、指導的役割を果たせる人材を養成していくことが、チーム医療のなかでの歯科医学・歯科

保健医療全体の更なる発展を期すために重要となっている。

(3) 保健医療福祉従事者の教育養成課程の高度専門化に伴う教育研究指導者の必要性

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が増加しており、こうした保健医療福祉需要の増加に対応するための体制整備が新ゴールドプラン21等に基づき進められている。

このための受け入れ施設の量的な確保とともに、近年はサービスの質の確保が課題となっており、歯科衛生士養成課程の修業年限の延長がなされているほか、介護福祉士、社会福祉士養成の見直しが行われるなど、保健医療福祉サービスに従事する専門職の資質向上策が取られている。

実際、口腔生命福祉学科の設置以降、歯科衛生士を養成する4年制大学は計6校を数え、平成22年度以降も開設が続くことが予測されている。こうした大学ではその後の大学院課程の設置も見据え、本課程が養成するような口腔機能の維持向上・食介護に関する学際的研究を自立的に展開できる教育研究者へのニーズが高まっている。

また、在宅医療の推進等に伴い、在宅医療や介護の現場では、歯科衛生士、看護師、介護職等が自ら対象者の状態および課題を把握し、対処方針を立案し、対象者および家族の説明・同意を得たうえで実施することが求められるようになってきている。つまり、単なる医師・歯科医師の指示に基づいた補助者としてではなく、在宅医療等の現場で自ら課題を評価・解決できる自立的な研究マインドをもった職業人としての資質が求められるようになっており、これら専門職を養成する教育養成機関の教育担当者にも、実務的な能力に加え、高い学識と研究指導力が求められるようになってきている。

(4) 摂食・口腔機能の育成および維持向上、安心・安全な食介護の推進に関し、地域・国際社会において指導的役割を果たせる高度専門職業人の必要性

超高齢社会を迎えるなか、介護保険法改正、障害者自立支援法の成立、医療制度改革などの各種施策にみられるように保健医療福祉の密接な連携、全人的視点からの一体的なサービスの提供が従来にも増して強く求められている。

さらに、介護保険における「栄養改善」、「口腔機能の向上」に関する介護予防サービスの創設、医療・介護現場におけるNST（栄養改善支援チーム）活動の広がり、食育基本法の施行など、近年、口腔保健・医療福祉分野において「食べること（摂食・嚥下機能）」を中心とした生涯を通じた摂食・口腔機能の育成および維持向上に関連した学際的・多職種協働による活動に対する社会的な関心が急速に高まっている。

こうした流れを受け、平成16年度に設置した歯学部口腔生命福祉学科の卒業生は、行政、大学附属病院、高齢者・障害者福祉施設等、多様な分野へ進んでいる。

特に、行政や中核的医療機関等に従事する保健医療福祉専門職では、単に個々の住民・患者等へのサービス提供を行う実務従事者としてだけでなく、地域連携ケア体制を構築する観点から、地域の課題の把握・分析から施策の企画、施策実施のための関係団体・機関等との調整、施策実施とその成果の客観的評価に至る一連の能力が求められるようになっており、高い学識と調査研究能力を有した人材の養成が必要となっている。

加えて、中国、韓国等、我が国同様に高齢化の進展が社会問題となっている国が出現しており、比較的食文化が類似していることから、本課程が養成する人材は、こうした東アジアを中心とした国際社会において摂食・口腔機能の向上や、安心・安全な食介護を推進しうる先駆的かつ有為な人材として活躍が期待される。

4 人材需要および進路の見通し【資料2】

前述したように保健医療福祉専門職の教育養成課程の高度化・専門化に伴い、歯科衛生士養成大学・短大・専修学校を始め、看護系、介護福祉系、社会福祉系教育養成機関においても、従来の実務経験・能力を重視する教員採用から、高い学識と研究指導力を有する人材へと教員採用ニーズが変化してきている。歯科衛生士養成教育機関だけをとっても、平成20年4月現在で、4年制大学課程5校のほか、短期大学14校、専修学校等137校の計156校を数えており、これらの学科長、学校長等（大学3，短大2，専修学校等2）を対象とした聞き取り調査においても、今後要介護者等への口腔ケア・摂食嚥下リハビリテーション等に関する教育内容の充実と、博士号を有する教員の確保など、歯科衛生士専任教員を中心とした研究指導能力の向上が必要であるとの回答を得ており、本課程修了者の進路として十分なニーズが存在する。

さらに、介護保険法の改正等にもなう介護分野における口腔機能向上・摂食嚥下リハビリテーションの位置づけの拡大、「口腔機能の向上」を含む介護予防サービスを包括的にマネジメントする機関として「地域包括支援センター」の創設（高齢者（65歳以上）人口5千人に1カ所）と、その職員として、主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師等が位置づけられたこと、急性期入院患者を中心として栄養改善や口腔ケアを実施することが合併症の発生を予防し、入院期間の短縮や医療経費の削減に効果的であることについての認識が医療関係者の間に広まりつつあること、などから、地域連携ケア体制の中核を担う市区町村を中心とした行政機関や地域中核医療機関等においては、摂食・口腔機能の維持向上等に関して指導的役割を果たせる高度専門職業人に対する需要が今後、さらに増加していくと予測される。これを裏付けるものとして、県、市、新潟県歯科医師会、新潟県老人福祉施設協議会をはじめとした関係機関・関係団体から口腔生命福祉学専攻（博士後期課程）の早期設置に向けた要望書が提出されている。【資料3】（添付略）

加えて、口腔保健医療・食介護関連の製品を開発販売する企業や公的試験研究機関から、研究・開発を遂行できる人材について、現に照会を受けているところであり、こうした分野への進路も想定される。また、医歯学総合研究科には国際口腔生命科学コースが開設されているほか、WHO口腔保健協力センターが設置されており、こうした部門との連携・協力により教育・研究を遂行することが容易であることから、国際的視野と語学力を含めた実践的知識、経験を併せ持った人材として、国際教育研究ネットワークに参加する国内教育研究機関の教育・研究者、あるいは、海外協力支援機関（NGO等を含む）やWHOなどの国際機関の職員としての進路が期待できる。

5 学生確保の見通し

口腔生命福祉学専攻（博士後期課程）では、後述するように研究教育指導の内容および質を担保する観点から、主任指導教員1名、副指導教員2名からなる複数教員指導体制を採用することとしている。13名の専任教員が常時平均2名程度の学生を担当する体制とすることにより、各学生に対する研究教育指導を確実に担保するため、入学定員を3人（収容定員9人）に設定する。この定員数は以下に記載するように、主たる入学志願者となる医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻（修士課程）からの進学者および歯科衛生士、看護師等の社会人入学者について、中長期的にも安定して確保できる数として妥当と考える。

平成21年2月中旬に口腔生命福祉学専攻（修士課程）1年生（第1期生）6人および平成21年度入学予定者7人を対象に実施したアンケート調査によると、13名中3名が「口腔生命福祉学専攻に博士後期課程が設置されれば進学したい」と回答し、他1名が「進学を検討中」と回答し

ている。

また、口腔生命福祉学科設置以後、毎年新入生に対してアンケート調査を実施している（第 23 回、24 回日本歯科医学教育学会）が、第 3 期生（平成 18 年度入学者）20 人中 6 人、第 4 期生（平成 19 年度入学者）20 人中 7 人、第 5 期生（平成 20 年度入学者）20 人中 6 人が大学院への進学を希望している。

加えて、本課程では実務経験を有する歯科衛生士、看護師・助産師・保健師、管理栄養士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士、理学療法士などについても社会人特別選抜の対象とすることとしており、必要性のところで述べたように、保健医療福祉教育養成機関の教員、地域中核医療機関や行政の従事者を中心に博士課程への進学ニーズは高まっており、このことはこれまでの口腔生命科学専攻（博士課程）の実績に現れている。**【資料 4】**

II 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

1 組織構成

新潟大学大学院医歯学総合研究科内に平成 20 年度から設置されている口腔生命福祉学専攻（修士課程）(Graduate School of Medical and Dental Sciences, Master's Program of Oral Health and Welfare Science) を博士前期課程に改称するとともに、新たに口腔生命福祉学専攻（博士後期課程）(Doctor's Program of Oral Health and Welfare Science) を設置する。

2 専攻の名称

専攻の名称は、口腔生命福祉学専攻（博士後期課程）(Doctor's Program of Oral health and welfare Science) とする。

本専攻は、口腔生命科学を基盤に、保健医療と社会福祉学領域等との学際的研究を推進するとともに、これらの分野における高度かつ統合的な学識と技術力を持つ教育研究者および高度専門職業人を養成することとしていることから、その名称として口腔保健医療を表す **Oral Health** と福祉を表す **Welfare** を合わせ、「**Oral Health and Welfare Science**」を用いることとする。本専攻が口腔機能の維持向上を基点に総合的な保健医療福祉支援を行い、最終的には患者および家族を含めた生活の質の向上、人生における自己実現を支援していくことを目指していることから、専攻の日本語表記については、その理念をより明確に示すため、健康・機能の維持増進としての認識が一般的である「口腔保健」よりも、生活・人生までも含めたより包括的な概念を表現できる「口腔生命福祉」を用いることとする。

3 学位の名称

学位の名称は、国際的な通用性、口腔を中心とした生命医療科学を基盤としていることの明瞭さを考慮し、修士（口腔保健福祉学）(Master of Oral Health and Welfare Science) に引き続き、「博士（口腔保健福祉学）(Doctor of Oral Health and Welfare Science)」とする。また、行政機関従事者など、将来的に多様な領域で従事することになる福祉・介護系社会人大学院生等のニーズに資するよう「学術」を選択可とする。「学術」の学位付与にあたっては、専門展開科目のうち、口腔保健福祉援助学特論または地域口腔保健福祉学特論を履修した学生を対象とし、学位論文の内容および学生の意向を踏

まえて主任指導教員が学位論文審査の際に申請を行い、研究科委員会が認めた場合に付与するものとする。

Ⅲ 教育課程の編成の考え方及び特色

1 教育課程の編成方針

本専攻（博士後期課程）では、口腔を中心とした生命医療科学を基盤とし、口腔保健・医療福祉領域との統合的・学際的研究を推進するとともに、これら分野における高度かつ統合的な知識・技術を有する高度専門職業人を養成するという理念を実現するため、従来の学問分野の枠にとらわれない可及的に統合的な科目構成とするとともに、以下に示す段階的教育課程を実施し、学生の円滑な履修を可能とする教科課程を編成する。加えて、口腔生命科学専攻（博士課程）（既設）との授業科目の共通化、学内外の研究拠点との連携により、効果的・学際的な教育を推進する。【資料5】

また、社会人入学者等、口腔生命福祉学専攻（修士課程）以外からの入学者の円滑な履修を支援するため、修士課程の「共通基礎専門科目」を履修可能（ただし、修了要件の単位数には組み入れない）とする。

科目区分	レベル	内 容
必修コースワーク科目	レベル1	口腔を中心とした生命医療科学と保健医療福祉関係制度を含む医療福祉援助についての包括的・基本的な知識・技術を習得するとともに、学際的な研究を進めるに当たって必要となる語学力、研究計画法、研究手法、文献収集法などの基本的事項をコースワークにより習得する。
専門展開科目	レベル2	口腔機能向上・摂食嚥下機能訓練および食介護に従事する指導的高度専門職として求められる高度・専門的な知識・技術を習得するとともに、自らの研究課題に対応した研究理論に関する知識・技能を高める。
研究指導	レベル3	レベル1及び2で習得した知識・技術をもとに、指導教員の指導のもと、各研究課題に応じた専門的研究を行い、得られた研究成果を分析・考察し、研究成果を広く公表するとともに、博士論文を作成する。

2 教育課程の特色

- (1) 博士後期課程として求められる語学力、研究計画法等を含めた基本的知識・技術を効果的に修得させるため、必修コースワーク科目を設定し、各学生のニーズ、知識・技術レベルに応じた効果的な修得を容易にする。
- (2) 専門展開科目においても口腔保健福祉学における学際的研究を推進するため、従来の学問分野を廃した統合的な授業科目設定を行う。
- (3) 従来の講座（学問分野）単位を廃した、横断的な教員による複数教員指導体制を採用することにより、学際的かつきめ細かな研究指導を受けられるようにする。
- (4) 講義を含め、極力実践的な授業内容とするとともに、医歯学総合病院に加え、学外の保健医療

福祉機関、行政機関などと連携した教育研究が実施できる体制を確保する。

- (5) 歯学部、医学部を始めとした新潟大学の教育リソースの活用により、境界領域における充実した専門的指導を受けることができる。

なお、本専攻の目的は、医師・歯科医師等の関係者との連携の下、口腔・摂食機能の育成および維持向上等を促進し、患者・住民自身の健康と質の高い生活の実現を支援していくことである。このため、授業科目の名称において、その内容が医療（診療補助）行為を主体としている授業科目には「保健管理学」や「支援学」、また、保健医療福祉を通じた総合的な援助を主体としている授業科目には「援助学」を用いている。

IV 教員組織の編成の考え方及び特色

1 教員組織の編成の考え方

本専攻（博士後期課程）は口腔生命福祉学専攻を主担当とする教員で組織し、一部の授業科目については大学院医歯学総合研究科口腔生命科学専攻等の教員の協力により教育研究を遂行する。

専任教員については、本専攻の中心的な研究領域である口腔を中心とした生命医療科学および、これと関連した保健医療福祉制度を含む実践的な社会福祉学領域に関し、博士号ないしはこれに相当する研究業績、実務経験を有する者を配置する。また、幅広い学生のニーズに応え、統合的・学際的研究を推進するため、特定分野に偏らない多様な専門分野、実務経験を有する組織構成とする。

なお、設置時点で就任する専任教員のうち1名が、学年進行終了前（H24.3.31）に定年となるが、当該教員が担当する授業科目については、他の専任教員の代替が可能であるほか、退職後の後任補充について、同等の知識・経験を有する教員の採用を積極的に検討することとしている。

V 履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1 履修指導、研究指導の方法・体制等

履修指導については、各科目毎に専任教員をコーディネーターとして配置し、学生の履修状況を含めた進行管理、教育内容の評価・見直し等を各コーディネーターが責任をもって行う体制とする。また、適宜コーディネーター全体会議を開催し、全体的な進行管理、調整を担保する。

研究指導については、入学前の学生の状況、学生の研究テーマや修了後の進路に応じた、よりきめの細かい、学際的な研究指導を可能とするため、学生毎に1名の主任指導教員および2名の副指導教員からなる複数教員指導体制を採用する。主任指導教員は、研究テーマの設定から学位論文完成に至るまでの研究指導の主体的任務を果たし、副指導教員は、学際的意味で学生の研究テーマに応じ、主任指導教員と協力し、補助的な指導を行う。特に修士課程修了相当と認められた社会人学生等、それまでの研究経験の乏しい学生については、こうした複数教員指導体制によるきめ細かい補習教育、研究指導に加え、すでに修士課程（博士前期課程）で開講されている口腔保健福祉学研究論等の聴講を指導し、研究遂行に必要な知識・技術の習得を支援する。

2 修得すべき単位数

本課程の学生が修了認定を受けるために修得すべき単位数は12単位であり、その内訳は以下のとおりとする。

必修コースワーク科目	4単位以上
専門展開科目	4単位以上
研究指導	4単位以上

3 修了の要件

- (1) 本研究科に3年以上在学して、所定の単位（12単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。
- (2) 在学期間に関しては、優れた業績を上げたものとして研究科委員会が認めた学生については、博士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、修士課程を1年で修了した者についてはその在学期間を含めて3年以上とする。

なお、優れた業績を上げたものと認定する場合には、医歯学総合研究科口腔生命科学専攻における修業年限の特例の基準に準拠し、以下の条件を満たした上で、研究科委員会の審査を受けるものとする。

- イ. 医歯学総合研究科規程に基づく所定の単位を修得（又は修得見込み）していること。
- ロ. 主論文は、筆頭著者として権威ある学術専門誌に掲載（掲載決定を含む。）されたものであること。
- ハ. 参考論文は、権威ある学術専門誌に掲載（掲載決定を含む。）されたものが1編以上あることが望ましい。なお、参考論文は主論文の主題又は内容に関連したもので、症例報告は除く。
- ニ. ここで規定する「権威ある学術専門誌」とは米国国立医学図書館（National Library of Medicine）が提供しているPubMedに掲載されている英文誌、又はこれに相当するものとして研究科委員会が認めた英文誌とする。

4 履修例等

学生のキャリアおよび研究テーマに応じた本専攻の履修モデルは、【資料6】に示すとおりである。

VI 施設・設備等の整備計画

基本的な整備方針は以下の通りである。

- ・本専攻の収容定員は、博士前期・後期合わせて21人であり、大学院生研究室（自習室）1室45㎡、図書・セミナー室（講義室）1室50㎡、セミナー室（講義室）1室23㎡、介護リハビリ実習室1室70㎡、指導教材作成室1室23㎡、については、平成17年1月に移転した旧歯学部附属病院の病棟跡地を活用し、既設の歯学部口腔生命福祉学科教育スペースと一体的に整備するこ

とを予定しており、これに必要な机、椅子、PC、電子白板、大型モニター等の設備も併せて整備することとしている。【資料7】（添付略）

- ・実験・研究設備については、在宅要介護高齢者や障害者を対象とした口腔ケア等の介入研究やアンケート調査等を用いた観察研究が中心となるため、訪問診療用の機器類や口腔内カメラ等を整備することとしている。その他の特殊な分析機器、実験装置等については、必要に応じて既設の医歯学総合研究科等の研究施設・設備を共用することが可能である。
- ・大学院学生が主に利用する新潟大学附属図書館旭町分館（医歯学図書館）は、閲覧席数 260 席を有し、所蔵検索、各種学術論文データベース検索等も完備されており、平成 16 年度の歯学部口腔生命福祉学科および平成 20 年度の大学院口腔生命福祉学専攻（修士課程）の設置に伴い、関係雑誌・図書類も順次整備されてきており、必要レベルは満たしていると考えられる。

Ⅶ 既設の歯学部口腔生命福祉学科等との関係

既設の歯学部口腔生命福祉学科（学士課程）および修士課程（博士前期課程）等との関係を【資料 8】に示す。歯学部口腔生命福祉学科（学士課程）は歯科衛生士および社会福祉士国家試験受験資格を取得できるよう科目設定を行っているため、「歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和 25 年 2 月 17 日 文部省・厚生省令第一号）」および「社会福祉士及び介護福祉士法第七条第一号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（昭和 62 年 12 月 15 日 厚生省告示第二百号）」の要件を満たすよう設定している。修士課程（博士前期課程）においては学士課程の各専門科目に対応しつつも、学科の理念・目的に即した効果的な履修が可能となるよう、従来の学問分野の枠にとらわれないより統合的・段階的な科目設定としている。博士後期課程では、修士課程（博士前期課程）における共通基礎必修科目で学ぶ口腔保健福祉学分野の現状と課題や医療倫理、研究計画、研究手法などについて、最新の研究成果を踏まえながら、必修コースワーク科目としてより実践的に習得する。加えて、修士課程（博士前期課程）で大きく〈口腔保健推進学領域系〉と〈口腔医療福祉援助学領域系〉に分類されていた専門選択科目について、専門展開科目としてより総合的に学習するとともに、関連する研究論文等に基づいた演習を通じ、より具体的かつ実践的に習熟する。なお、博士後期課程として不可欠である、国際的研究論文等を理解・作成するための英語力や統計処理法に関する実践的なコースワークを口腔生命科学専攻（博士課程）（既設）と共通の授業科目として設定している。

Ⅷ 入学者選抜の概要

1 入学定員

学生入学定員は 3 人とする。なお、この入学定員のうち若干人を社会人特別入学として受け入れる。なお、社会人とは入学時に歯科衛生士、保健師・助産師・看護師、管理栄養士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士、理学療法士またはこれに相当すると研究科委員会が認める資格を有している者のうち、入学資格の各号いずれかに該当し、入学後もその身分を継続するものとする。

2 入学資格

入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。)を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (6) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたもの
- (7) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

3 入学者選抜

(1) 方法

学力検査、面接、および出願書類により総合的に判断する。

(2) 学生受入方針

口腔保健・医療福祉分野に従事する専門職として求められる基本的な教養とコミュニケーション能力などの資質とともに、専門科目の履修に必要な基礎学力を有したうえで、生命科学一般及び保健医療福祉に関する基本的理解に立脚した、専門分野への深い関心と高い目的意識を持ち合わせた学生を求める。

このため、個人の基礎知識、経験、資質を総合的に評価できるような選抜方法・選抜基準を設定する。

Ⅹ 大学院設置基準第14条に定める教育方法

1 目的

保健医療及び福祉の現場で活躍している専門職種の中には、社会人入学や研究生として、大学院での再教育を希望する者が少なくない。その多くは自らの技術を更に錬磨し、知識をリフレッシュするとともに、分析・評価能力を含む的確な研究能力を併せ持つ高度専門職となることを目指している。特に、近年の摂食・嚥下や口腔ケアに対する関心の高まりとともに、保健医療福祉の現場に従事しながら、こうした高度な専門知識・技術を身につけて行きたいと考える社会人は増加していくものと考えられる。これらの要請に応えるために、夜間等特定の時間帯、または特定の時期に授業及び研究指導を行い、職を辞さず学べる教育環境を整備し、有職者の再教育に対応する必要がある。

る。このような観点から本専攻において大学院設置基準第 14 条特例によって、有職者社会人に対して大学院の門戸を開放する。

2 修業年限

標準修業年限は、3 年とし、全期間に 14 条特例を適用する。ただし長期履修を希望する者で研究科長が許可した場合には、6 年を限度として一定の期間にわたり教育課程を履修できるものとする。

3 教育・研究方法

(1) 履修方法・授業の実施方法

本専攻（博士後期課程）では、第 3 年次末までに 12 単位以上を取得しなければならないが、教育方法の特例の適用を受けた学生は、夜間その他特定の時間又は時期において開講する授業科目から 12 単位以上を履修し、取得するものとする。授業は社会人への便宜を図るため、できるだけ昼夜間に重複して開講する。夜間は、第 6 時限（18：05～19：35）及び第 7 時限（19：50～21：20）に開講する。また、教育方法の特例実施のため、夏期休業期間等、社会人の多くが休暇等をまとめてとりやすい 8 月に集中講義を設定することにより、単位取得の便宜を図る。

(2) 研究指導

本専攻で研究指導を担当する教員は、昼間の授業及び研究指導後も夜間まで自身の研究を行っているのが通常であり、有職の学生が指導教員に夜間その他特定の時間又は時期に研究指導を受けることは困難ではない。

また、職場における活動が活かせるテーマを取り入れた研究指導を行い、研究の高度化と効率化を図る。

更に、コンピュータ・ネットワークを活用して、文献検索、データ処理をはじめ有職学生との情報交換を常に行うことで、より効率的に研究指導を行うことができる。

(3) 施設・設備の利用

本専攻においては、昼夜を通しての研究室・実験室の開放を予定しており、使用については何らの障害はなく、教育・研究の推進に支障はないと考える。また、データ整理や論文作成のために専用の研究室を設けることにしている。

4 教員の負担の程度

昼夜開講制に際して十分な教育研究指導が行えるよう、担当教員全員が 14 条特例による授業を実施するが、開講する曜日・時限を調整することにより、教員の負担の軽減を図る。

5 図書館・情報処理施設等の利用確保

(1) 図書館

医歯学図書館（旭町分館）は、夜間及び休日開館が行われており、社会人の教育・研究に十分活用できる体制が整備されている。

(2) 情報処理施設

本学には情報基盤センターがあり、各学部・研究科とも多数のワークステーションが配置されている。昼夜を問わず休日でも各研究室の端末から大型計算機、ワークステーションにアクセスできるようになっており、教育・研究に支障がないよう配慮がなされている。

6 学生の厚生に対する配慮

学生については、学生教育研究災害保険への加入を積極的に勧誘し、学生が安心して教育・研究に従事できるよう配慮する。学生に対する健康診断については、全員が受診できるよう、保健管理センターとの連携を図り、時間帯の調整を行う。学生相談室では、相談員が学生生活における諸問題について相談・助言・指導を行っている。また、保健管理センターでは、保健管理医・カウンセラーが身体的・精神的な健康相談・助言・指導を行っている。

昼夜開講に対する事務部の体制については、勤務時間の割り振りを変更することによって対応する。

7 入学者選抜方法

教育方法の特例を適用させる社会人を対象とした入学定員は、入学定員のうちの若干人とする。社会人の選抜は特別選抜により実施するものとし、社会経験を評価する試験を行う。

X 自己点検・評価

1 大学としての実施状況

新潟大学では、平成3年6月、評議会の下に「自己評価検討委員会」を設置し、平成4年7月に「本学における自己点検・自己評価の実施について」の最終報告を取りまとめた。これに基づき、「新潟大学自己点検・自己評価実施要領」の制定および「新潟大学全学自己点検・自己評価委員会」が設置され、学内各部局を含めた大学全体としての自己点検・自己評価活動が開始された。

その後も、平成10年10月の大学審議会答申等を受け、平成11年9月から、全学自己点検・自己評価委員会において、「今後の点検・評価のあり方」について検討を重ね、平成12年4月に学内における客観的評価機関として、「新潟大学評価委員会」を設置し、平成13年11月に学内各部局の「教育評価」を実施して教育改革を促すとともに、平成15年度には評価による学内資源配分の試行を行い、更なる自己改革を促してきた。

この間、新潟大学は大学評価・学位授与機構から3年間の試行評価の対象となるとともに、平成14年8月の中央教育審議会答申に基づく認証評価機関による評価の義務化等に対応するため検討を重ね、平成16年4月に従来の「新潟大学評価委員会」を廃止し、新たに「評価センター」を設置する改革を行った。「評価センター」は、大学評価の企画および調査研究を行い、効果的な点検・評価システムを構築するとともに、大学評価情報の収集・調査・分析・提供を行い、新潟大学の全学的な点検・評価活動を支援することを目的としており、より機動的な活動を行えるよう企画戦略本部内に学長直屬組織として設置している。平成16年から学長裁量経費の一部について配分評価基準を作成し、中期目標・中期計画実現の一助とするため活動をしている。

また、新潟大学は、平成19年度に大学評価・学位授与機構の認証評価を受審し、「新潟大学は、同機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定された。

XI 情報の提供

新潟大学の教員を対象とした「研究者総覧」をデータベース化し、新潟大学Webサイト上で公開している。その主な掲載事項は以下のとおりである。

1. 氏名、2. 職名、3. 連絡方法、4. 最終出身学校、5. 学位、6. 職歴、7. 受賞歴、8. 専門分野、9. 研究課題、10. 研究業績、11. 社会的活動、12. 所属学会

加えて、本学の地域共同研究センターでは、同センターに参画している各学部等の教員の専門分野及び研究題目についてWebサイト上で公開している。

歯学部口腔生命福祉学科および大学院医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻では「新潟大学歯学部ホームページ」において、学科・専攻の概要、シラバス、研究業績等を公開している。

XII 教員の資質の維持向上の方策

1 FDの実施

(1) 全学における取組

大学全体としては、大学教育開発研究センター、全学教育機構を中心に、関係委員会の連携のもと、学長はじめ全学の教職員を対象とした全学FDおよび新潟大学FDを開催しており、教育内容の充実・改善に向け大学を挙げて取り組んでいる。

(2) 歯学部口腔生命福祉学科における取組

新潟大学歯学部では、独自にFD委員会を設置しており、当該委員会には口腔生命福祉学科からも教員が参画し、計画的に教職員を対象とした歯学部および大学院FDを毎年4～6回開催しており、その出席状況を後述する任期制のための個人業績評価にも反映させる形としている。なお、FDの内容、成果については新潟大学歯学部HP (<http://www.dent.niigata-u.ac.jp>) において、公開し広く情報発信している。

2 その他の取り組み

(1) 採用・昇任・再任人事

採用・昇任にあたっては教育研究業績および臨床・実務経験を重視した選考を行っているほか、歯学部（大学院医歯学総合研究科）および医歯学総合病院を担当する全ての教員を5年の任期制としており、各教員の教育研究業績、臨床業績、社会貢献業績などに基づく再任審査を行っている。

(2) 自己点検・評価の継続

個々の教員の教育研究活動を継続的に評価し、改善に繋げる体制を整備する。

(3) 授業評価の実施

学生に対する授業評価アンケートを実施し、その結果を担当教員にフィードバックするほか、教員会議等において評価・分析を行い、改善に繋げる。

(4) 教育研究活動の活性化

教員の教育研究活動の実績に基づく関係予算の配分を考慮する。

XIII 管理運営の考え方

1 研究科委員会等及び事務組織について

新潟大学大学院学則第3章（第9条～第13条）教育研究評議会，教授会，研究科委員会及び組織の長の定めに基づき，大学院の管理運営について組織化されている。

大学院医歯学総合研究科では，大学院学則に基づき，大学院医歯学総合研究科規程を定め，研究科の教育・研究に関する重要事項を審議するため教授会を置き，大学院の管理運営を行っている。

その事務を処理するための事務組織は，医歯学系事務部で行っている。

2 管理運営の方法について

大学院医歯学総合研究科口腔生命科学専攻（博士課程）の国際口腔生命科学履修コースにおける「留学生大学院教育の実質化による国際貢献」の取組が平成17・18年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事業に、また、「プロジェクト所属による大学院教育の実質化」が平成20年度大学院教育改革支援プログラムに採択されるなど大学院教育の改善等に努めている。

さらに，教育・研究指導体制の硬直化を防ぐため研究科に，研究科学務委員会，研究科広報委員会等を設置し，必要に応じて教員によるプログラム実施委員会を設置するなどしてカリキュラムや人事等で柔軟で独自の運営ができるよう組織を設置している。

また，毎月1回以上の研究科歯学系教授会議を開催し，管理運営について一定の独立性を確保している。

設置の趣旨及び必要性

【背景・必要性】

・歯科衛生士養成大学の新設など、保健医療福祉系教育の高度・専門化

・介護・医療分野を中心とした口腔機能向上、摂食支援に対する関心の高まり

・地域連携ケア体制の構築
・中国、韓国を始めとした世界的な高齢化の進展

○教育研究機関等において、摂食・口腔機能向上、食介護に関し、学際的な観点から研究教育が推進・指導できる人材

○地域連携ケア体制や国際社会において、中核となって指導的役割を果たせる高度専門職業人

医歯学総合研究科 口腔生命福祉学専攻

博士後期課程 (平成 22 年度設置予定)

【教育研究の目的】

摂食・口腔機能の維持向上、安心・安全な食介護の推進に関し、口腔を中心とした生命医療科学を基盤としながら、保健・医療と社会福祉学領域等との学際的な研究を推進できる指導的教育研究者および地域・国際社会において指導的役割を果たせる高度専門職業人

【定員】3人

【修了要件】必修コースワーク科目4単位、専門展開科目4単位
研究指導4単位 計 12 単位以上

【学位】博士(口腔保健福祉学又は学術)

口腔生命科学専攻との授業科目の共通化、学内外の研究拠点との連携により、効果的・学際的な教育を推進

前期課程「共通専門基礎科目」を履修可能とするなど、円滑な履修を支援

他大学院修士課程修了者、
相応の実務経験を有する歯科衛生士、言語聴覚士、看護師等

博士前期課程(修士課程) (平成 20 年度設置)

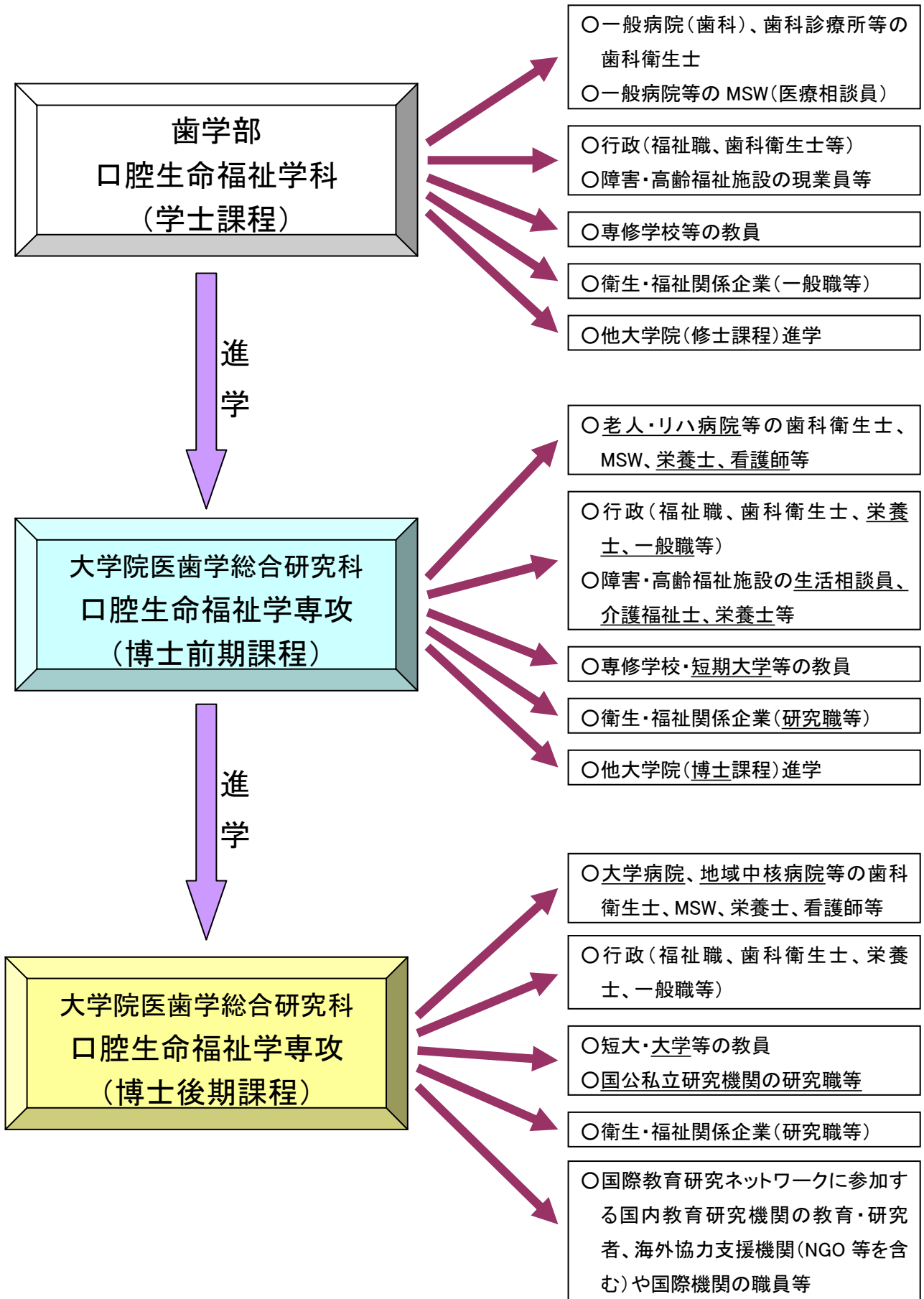
【教育研究の目的】

口腔を中心とした生命医療科学を基盤とし、保健医療福祉制度を含む実践的な社会福祉学領域との統合的・学際的な研究を推進するとともに、これらの分野における高度かつ統合的な学識と技術力を持つ研究者及び高度専門職業人を養成

【定員】6人 【修了要件】共通基礎必修科目 10 単位 専門選択科目 20 単位 計 30 単位以上

【学位】修士(口腔保健福祉学)

学士課程、博士前期課程及び博士後期課程の卒後進路



基礎となる学部・修士課程等の入学者選抜状況等

【歯学部口腔生命福祉学科】

年 度	選抜方法	募集人員	志願者数	入学者数	志願倍率	備 考
H16	前期日程	15	69	15	4.6	
	後期日程	5	53	5	10.6	
	一般入学計	20	122	20	6.1	
H17	前期日程	15	40	15	2.7	
	後期日程	5	27	5	5.4	
	一般入学計	20	67	20	3.4	
H18	前期日程	15	28	16	1.9	
	後期日程	5	31	4	6.2	
	一般入学計	20	59	20	3.0	
	3年次編入	10	21	10	2.1	
H19	前期日程	15	32	14	2.1	
	後期日程	5	32	6	6.4	
	一般入学計	20	64	20	3.2	
	3年次編入	10	13	10	1.3	
H20	推薦	5	5	5	1.0	推薦開始 後期日程廃止 (修士課程設置)
	前期日程	15	35	15	2.3	
	一般入学計	20	40	20	2.0	
	3年次編入	10	12	10	1.2	
H21	推薦	5	4	1	0.8	3年次編入定員 削減(10→6人)
	前期日程	15	59	19	3.9	
	一般入学計	20	63	20	3.2	
	3年次編入	6	14	6	2.3	

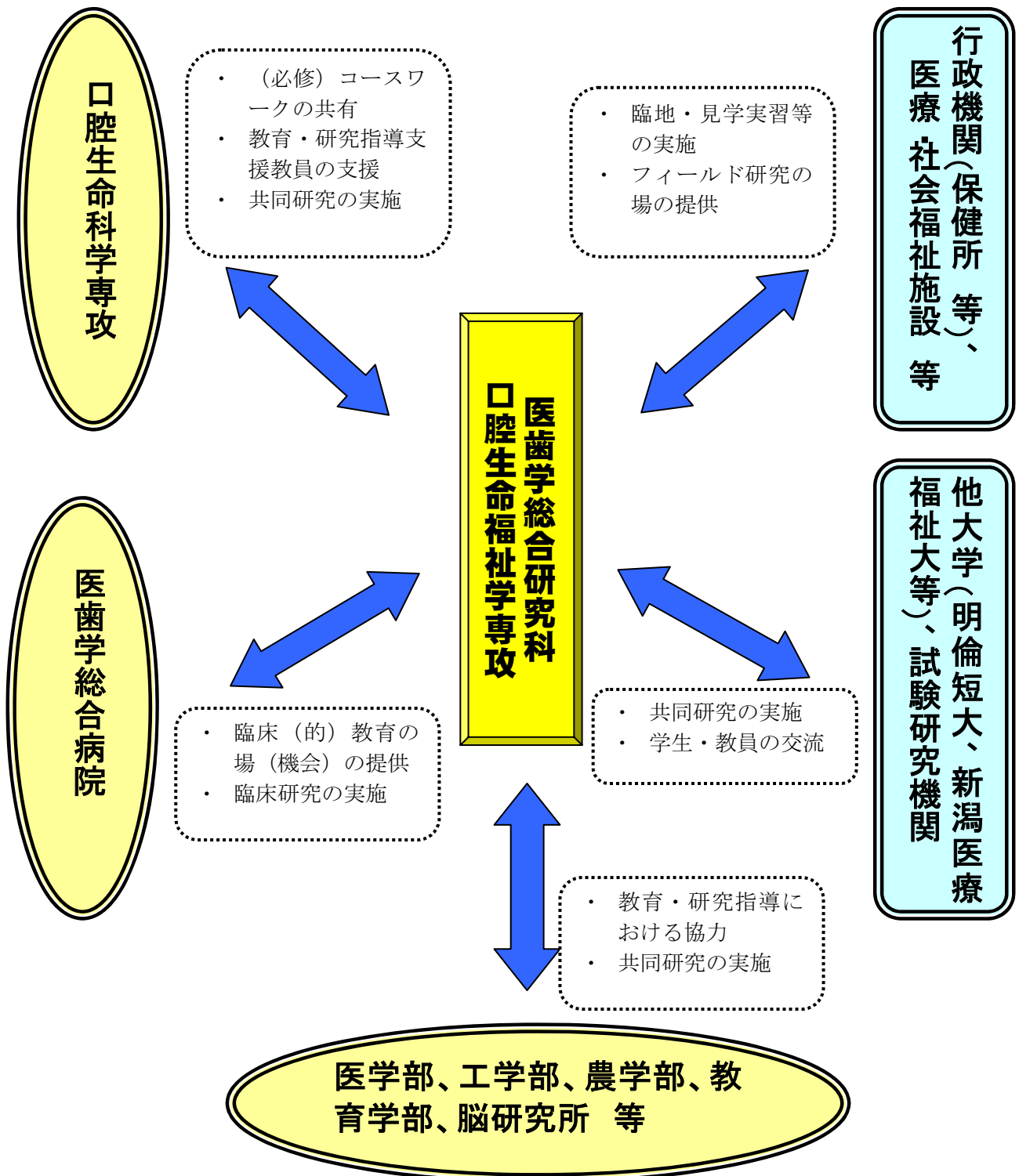
【大学院医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻(修士課程)】

年 度	選抜方法	募集人員	志願者数	入学者数	倍率	備 考
H20	一般選抜	6	5	5	0.8	口腔生命福祉学科 卒業生5 (うち、14条特例4)
	社会人選抜	若干名	1	1	—	
	計	6	6	6	1.0	
H21	一般選抜	6	7	7	1.2	口腔生命福祉学科 卒業生7 (うち、14条特例2)
	社会人選抜	若干名	0	0	—	
	計	6	7	7	1.2	

【大学院医歯学総合研究科口腔生命科学専攻(博士課程)】

年 度	募集人員	入学者数					備 考
			入学者のうち社会人				
			社会人のうち	歯科衛生士	看護師		
H17	40	37	17	5	0	1	入学者には10月入学予定の国 費外国人留学生4人を含む。
H18	40	27	16	5	2	0	
H19	32	35	14	3	1	1	
H20	32	31	13	4	0	2	
H21	32	32	13	1	1	1	

口腔生命科学専攻(博士課程)(既設)や学内外の機関と連携した教育例



【連携による教育・研究の具体例】

- ・ 医学部・医歯学総合病院と連携した全身的疾患を有する患者の口腔機能の実態や口腔機能の維持向上のための効果的支援方策に関する研究
- ・ 工学部、農学部と連携した摂食・嚥下障害者向け食品・食器具等の評価・開発に関する研究
- ・ 教育学部・人文学部と連携した摂食・嚥下障害(児)者およびその家族に対する心理的サポートに関する研究

履 修 例

履修例－1

学生：口腔生命福祉学専攻（修士課程）を修了者が、教育研究者を目指す場合

研究テーマ（例）：多職種間で共有可能な口腔衛生状態および口腔機能の評価尺度の開発に関する研究

履修年次		必修コースワーク科目	専門展開科目	研究指導
1年	前期	口腔保健福祉学研究ベーシックコース(2) アカデミックリーディング(1) 実践統計学ベーシックコース(1)	口腔保健管理学特論(2) 口腔保健福祉支援学特論(2)	口腔保健福祉学特定研究(4) 研究領域(方向性)の決定 研究課題の検討 文献収集・先行研究分析 ↓ 研究テーマ決定 研究計画の策定(倫理審査) 研究開始・データ収集 ↓ 研究経過中間報告 ↓ 研究成果の解析・まとめ 博士論文作成 ↓ 博士論文発表 博士論文提出
	後期	/	摂食嚥下機能評価支援学特論(2)	
2年	前期	/	アカデミックライティング(2)	
	後期	/		
3年	前期	/	/	
	後期	/		
合計		4	8	4

履修例－2

学生：学生：口腔生命福祉学専攻（修士課程）を修了者が、行政（福祉職）を目指す場合

研究テーマ（例）：障害児施設介護職員の食介護に対する意識・行動に影響を与える因子について

履修年次		必修コースワーク科目	専門展開科目	研究指導
1年	前期	口腔保健福祉学研究ベーシックコース(2) アカデミックリーディング(1) 実践統計学ベーシックコース(1)	口腔保健福祉援助学特論(2)	口腔保健福祉学特定研究(4) 研究領域(方向性)の決定 研究課題の検討 文献収集・先行研究分析 ↓ 研究テーマ決定 研究計画の策定(倫理審査) 研究開始・データ収集 ↓ 研究経過中間報告 ↓ 研究成果の解析・まとめ 博士論文作成 ↓ 博士論文発表 博士論文提出
	後期	/	地域口腔保健福祉学特論(2) 摂食嚥下機能評価支援学特論(2)	
2年	前期	/	/	
	後期	/		
3年	前期	/	/	
	後期	/		
合計		4	6	4

履修例-3

学生: 病院に勤務する看護師、歯科衛生士等が社会人入学した場合

研究テーマ(例): 脳卒中急性期入院患者に対する口腔ケア早期介入の効果に関する研究

履修年次		必修コースワーク科目	専門展開科目	研究指導
1年	前期	口腔保健福祉学研究ベーシックコース(2) アカデミックリーディング(1) 実践統計学ベーシックコース(1)	口腔保健管理学特論(2)	口腔保健福祉学特定研究(4) 研究領域(方向性)の決定 研究課題の検討 文献収集・先行研究分析
	後期		摂食嚥下機能評価支援学特論(2)	↓ 研究テーマ決定 研究計画の策定(倫理審査)
2年	前期			研究開始・データ収集
	後期			↓ 研究経過中間報告
3年	前期			研究成果の解析・まとめ 博士論文作成
	後期			↓ 博士論文発表 博士論文提出
合計		4	4	4

学士課程及び博士前期課程等とのカリキュラムの関係

【口腔生命福祉学専攻(博士後期課程)】

必修コースワーク科目(4単位)

口腔保健福祉学研究ベーシックコース
アカデミックリーディング ※
実践統計学ベーシックコース ※

【口腔生命福祉学専攻(博士前期課程)】

共通基礎必修科目(10単位)

口腔保健福祉学研究論
生命医療科学総論
口腔保健医療福祉援助学総論
口腔機能管理支援学総論



専門選択科目(20単位)

〈口腔保健推進学領域系〉

一般口腔保健管理学A・B
特殊口腔保健管理学A・B
摂食嚥下機能評価支援学A・B
口腔保健医療政策学A・B
口腔保健推進学領域特別研究

〈口腔医療福祉援助学領域系〉

口腔医療福祉政策学A・B
地域口腔保健医療福祉ネットワーク論B
地域口腔保健医療福祉計画B
口腔医療福祉援助技術論A・B
高齢者・障害者口腔援助学A・B
口腔医療福祉援助学領域特別研究



専門展開科目(4単位)

口腔保健管理学特論
摂食嚥下機能評価支援学特論
口腔保健福祉援助学特論
地域口腔保健福祉学特論
アカデミックライティング ※
アカデミックリーディングII

研究指導(4単位)

口腔保健福祉学特定研究

食と高齢者福祉	口腔の科学
高齢者福祉論 I, II	医療倫理
高齢者・障害者歯科学	栄養学
訪問歯科診療	歯科衛生学実習 III
人体のしくみ	高齢者福祉論 I, II
疾病とその病態	高齢者・障害者歯科学
社会調査法	訪問歯科診療
衛生学・公衆衛生学	人体のしくみ
早期臨床実習 I B, II B	疾病とその病態
口腔健康科学の基礎	社会調査法
臨床歯学演習	衛生学・公衆衛生学
歯科衛生学 I, II	早期臨床実習 I B, II B
歯科臨床概論	口腔健康科学の基礎
歯科診療補助 I, II	臨床歯学演習
臨床歯科学 I, II, III, IV	歯科衛生学 I, II
社会福祉原論 I, II	歯科臨床概論
地域福祉論	歯科診療補助 I, II
障害者福祉論 I, II	臨床歯科学 I, II, III, IV
児童福祉論 I, II	社会福祉原論 I, II
社会保障論	地域福祉論
公的扶助論	障害者福祉論 I, II
社会福祉経営	児童福祉論 I, II
社会福祉行政	社会保障論
保健医療制度	公的扶助論
社会福祉援助技術論 I, II	社会福祉経営
社会福祉援助技術演習 I, II	社会福祉行政
社会福祉現場実習指導 I, II	保健医療制度
社会福祉現場実習	社会福祉援助技術論 I, II
歯科衛生士臨床実習 I, II	社会福祉援助技術演習 I, II
	社会福祉現場実習指導 I, II
	社会福祉現場実習

※印は口腔生命科学専攻(博士課程)(既設)との共通コースワーク